

広島県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十二年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市作木町香淀字川ケ八八四番一〇地先から 三次市作木町香淀字川ケ八八四番一〇地先まで	七・〇〇〇 七・五〇〇	七・〇〇〇 七・〇〇〇	一四〇・〇〇	一三八・〇〇	ルート変更 不用物件延長 線と重複
三次市作木町香淀字川ケ八八四番一〇地先から 三次市作木町門田字千原三七二番一〇地先まで	七・〇〇〇 九・八〇〇	七・〇〇〇 七・〇〇〇	一四〇・〇〇	一四〇・〇〇	ルート変更 不用物件延長 線と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三 次 市 作 木 町 香 淀 字 川 ケ 八 八 四 番 一 〇 地 先 か ら 三 次 市 作 木 町 門 田 字 千 原 三 七 二 番 一 地 先 ま で	三 次 市 作 木 町 香 淀 字 川 ケ 九 四 〇 番 一 地 先 か ら 三 次 市 作 木 町 香 淀 字 川 ケ 八 八 四 番 一 〇 地 先 ま で	新 旧	七・〇〇〃 九・五〇〃	一四〇・〇〇	ルート変更 不用物件延長 一〇六・〇〇 メートル 一般国道三七 五号と重複
新	旧	新	旧		
七・〇〇〃 九・八〇〃	七・〇〇〃 七・五〇〃	七・〇〇〃 〇・〇〇〃	七・〇〇〃 九・五〇〃	一七〇・〇〇	ルート変更 不用物件延長 一一〇・〇〇 メートル 一般国道三七 五号と重複